



# 平成19年税制改正について

## Ⅱ 税源移譲における人的控除について

税務課 内線261・262

税額計算のもととなる課税所得を算出する際の様々な所得控除は、所得税と住民税では控除額が異なり、それぞれの税率を変えただけでは、税負担は大きくなってしまいます。このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税を減額し納税者の税負担が変わらないようにしています。

所得税から住民税へ税源移譲の実施後も、皆さんの住民税と所得税の合計額は変わりません。

### 【1】税源移譲によって所得税で控除しきれない税額を住民税で控除するもの（人的控除）

控除の種類		住民税	所得税	控除額の差
1 基礎控除	全ての納税義務者に対して一律控除されるもの	33万円	38万円	5万円
2 扶養控除	納税義務者に扶養親族（6親等内の血族、3親等内の姻族）がいる場合の控除			
	一般	33万円	38万円	5万円
	特定扶養（16歳以上23歳未満）	45万円	63万円	18万円
	老人扶養（70歳以上：同居）	45万円	58万円	13万円
	老人扶養（70歳以上：同居以外）	38万円	48万円	10万円
	特別障害加算金	23万円	35万円	12万円
3 配偶者控除	納税義務者に控除対象配偶者がいる場合の控除			
	一般	33万円	38万円	5万円
	老齢（70歳以上）	38万円	48万円	10万円
	特別障害加算金	23万円	35万円	12万円
4 配偶者特別控除	合計所得1,000万円以下の納税義務者が同一生計の配偶者を有し、その配偶者の所得が38万円を超え76万円未満の場合かつ他の納税義務者の扶養になっていない場合の控除			
	配偶者合計所得（380,001円～399,999円）	33万円	38万円	5万円
	配偶者合計所得（400,000円～449,999円）	33万円	36万円	3万円
	450,000円～759,999円までは控除額差なし（所得額によって3万円～31万円）			
5 障害者控除	納税者本人が障害者である場合、または控除対象配偶者及び扶養親族の中に障害者がいる場合の控除（障害者手帳等を持っている方、精神保健指定医などに知的障害者と判定された方または、それに準ずるとして町長の認定を受けている方）			
	障害者	26万円	27万円	1万円
	特別障害者（1級又は2級）	30万円	40万円	10万円
6 寡婦(夫)控除	夫又は妻と死別あるいは離別した後、婚姻していない場合の控除			
	寡婦	26万円	27万円	1万円
	特定寡婦（扶養有りで所得500万円以下）	30万円	35万円	5万円
	寡夫	26万円	27万円	1万円
7 勤労学生控除	納税義務者が勤労学生の場合の控除	26万円	27万円	1万円